

J R 東海労申第 3 4 号  
2 0 1 9 年 3 月 1 3 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

「改正労働基準法施行に伴う協約等の改訂」に関する申し入れ

平成 31 年 4 月 1 日に労働基準法の一部改正が施行されることに伴い、3 月 5 日に団体交渉を開催して議論したところであるが、組合としては協約改訂に伴い、職場内で現在行われている事柄について下記の通りに申し入れるので、団体交渉を開催すること。

記

1. 現在の連続休暇は、年次有給休暇を 3 日使用して 5 日間となっているが、これを、年次有給休暇を 5 日使用して 7 日間とすること。
2. インターバル規制は、鉄道の正常な運行に支障をきたす可能性があり、ただちに導入する考えはないとのことだが、乗務員の健康管理と鉄道の安全確保のためにも、乗務員の予備月にも在宅休養時間を厳守すること
3. 乗務員の泊まり勤務の出勤時間は、在宅休養時間を確保するため、10 時以降にすること。
4. 乗務員等の規程の訂正等は、労働時間外などでは行わず訓練時間で行うか、超過勤務として労働時間の管理を徹底すること。
5. 制服の着用が義務づけられている職場では、制服の更衣時間を、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に則り、労働時間とすること。

以 上